

政令第 号

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正）

第一条 不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（受験手数料）

第一条 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項に規定する政令で定める

受験手数料の額は、一万三千元（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という

。) を使用して受験の申込みを行う場合にあつては、一万二千八百円) とする。

(実務修習機関の登録の有効期間)

第二条 法第十四条の六第一項に規定する政令で定める期間は、五年とする。

第三条を削り、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(登録申請手数料)

第四条 法第三十二条に規定する政令で定める登録申請手数料の額は、次の各号に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第二十二條第一項の登録 六万二千八百円 (電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合に
あつては、六万二千百円)

二 法第二十二條第三項の登録 三万四千四百円 (電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合に
あつては、三万九百円)

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第四号中「及び不動産鑑定士補」を削り、同条を第八条とする。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(旧第三次試験の受験手数料)

2 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条第三項の規定により読み替えて適用される法第十一条第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、九千五百円とする。

附則第三項から第十項までを削る。

(税理士法施行令の一部改正)

第二条 税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

(沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第三条 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十五号

)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

(不動産鑑定士試験の免除に関する読替え)

第四十四条 不動産の鑑定評価に関する法律第十条第二項の規定の適用については、同項第一号中「学校

教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」とあるのは、「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)。

沖縄の学校教育法(千九百五十八年立法第三号)を含む。」とする。

2 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(

平成十六年法律第六十六号)附則第十条第一項の規定の適用については、同項中「による司法試験の第

二次試験」とあるのは、「による司法試験の第二次試験(沖縄の法令による司法試験の第二次試験を含

む。)」とする。

(新都市基盤整備法施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「又は不動産鑑定士補」を削る。

一 新都市基盤整備法施行令(昭和四十七年政令第四百三十一号)第十条第二項

二 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九条第一項

三 土地の再評価に関する法律施行令(平成十年政令第百十九号)第二条第五号

(資産の流動化に関する法律施行令等の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「第二条の三」を「第五条」に改める。

- 一 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第四条第四号ハ
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第二十二條第三号ハ
- 三 資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）第四条第三号ハ

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に不動産鑑定士補である者及び不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律第十五条第一項の規定に

よりこの政令の施行の日以後に不動産鑑定士補となった者については、第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行令第九条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（税理士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条に規定する者の業務に従事した期間を有する者に係る税理士試験の受験資格については、第二条の規定による改正後の税理士法施行令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（新都市基盤整備法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第二条に規定する者の鑑定評価による新都市基盤整備法施行令第十条第一項の最低制限価額の設定、国土利用計画法施行令第九条第一項の規定による標準価格の判定及び土地の再評価に関する法律施行令第二条に規定する事業用土地の再評価については、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の項中「第四条第一項」を

「第三条第一項」に改める。

理由

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、不動産鑑定士試験の受験手数料、実務修習機関の登録の有効期間及び不動産鑑定業者の登録申請手数料を定める等関係政令の規定を整備する必要があるからである。